

玉野市立学校酷暑対策指針

玉野市教育委員会では昨今の暑さは自然災害のひとつとして捉え、今後の学校教育現場における酷暑対策の指針を次のとおり定める。

ここでいう気温は「日本気象協会」サイトにおける「玉野市」の気温とする。

1. 教職員は、いかなる時も児童生徒の生命の安全を守ることを第一とし、気象状況等に留意しながら教育活動を行うこと。
 - (1) 教育的効果を追求すること以上に児童生徒の命を守ることを優先して学校長が責任を持って判断すること。
 - (2) 「環境省 熱中症予防情報サイト」及び各活動場所の実測値で暑さ指数を随時確認し、早めの対応を行うことの重要性を全ての教職員が認識すること。
2. 暑さ指数3.1または気温35℃以上となった場合は、次のとおり対応すること。
 - (1) 例外なく運動及び屋外活動（文化的行事を含む）は中止すること。
 - (2) 体育館や冷房のない屋内教室等での集会は行わないこと。
 - (3) 部活動は冷房のある部屋以外の活動を停止すること。停止後、一時間経過しても暑さ指数または気温の改善がない場合には中止すること。
* 停止中の待機している時間も活動の総時間に含める。
 - (4) 新設された「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が県内に発表された場合には、翌日の対応を（1）～（3）に準じること。
3. 暑さ指数2.8または気温31℃以上となった場合は、次のとおり対応すること。
 - (1) 激しい運動や持久走などの体温が上昇しやすい運動は避けること。
軽微な運動であっても、頻繁に休憩をとり、児童生徒がこまめに水分補給していることを目視により確認すること。
 - (2) 体育館や冷房のない屋内教室等での集会（文化的行事を含む）はできるだけ行わないようにするが、やむを得ない場合は、教職員がこまめな水分補給を指示するなど、児童生徒の健康状態を確認しながら行うこと。
 - (3) 部活動については軽微な活動にとどめ、活動時間は90分程度以内とすること。
 - ・必ず顧問が活動場所に付き添い、生徒の体調を把握しながら実施すること。
 - ・付き添うことが困難な場合は例外なく部活動を中止とすること。
 - (4) 体育的・学校行事は、できるだけ午前中での実施にとどめ、やむを得ない場合は、教職員がこまめな水分補給を指示するなど、児童生徒の健康状態を確認しながら行うこと。
その際、参観者の健康に配慮した注意喚起等を積極的に行うこと。

4. 暑さ指数 2.8 または気温 31℃ 以上の日が継続する気象情報を察知した場合は、
3 の対応を継続していくための時間割変更や行事予定の変更等、危機管理対応を第一として教育活動を計画的に変更すること。

5. その他

- (1) 夏季部活動実施については、早朝 7：30 からの練習を奨励し、できるだけ午前中の活動にとどめ、該当教職員の勤務時間の振替を柔軟に行うこと。
- (2) スポーツ飲料水の持参許可は当然のことではあるが、糖分摂取過多による健康被害等についての指導を徹底すること。
- (3) 日焼け止めクリーム使用の必要性等について、発達段階に合わせて積極的に指導するとともに、家庭への啓発も行うこと。
- (4) 様々な理由で、マスクを着用している児童生徒がいるが、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すなど熱中症対策を優先すること。
- (5)それほど高くない気温（25～30℃）の時期から適切な措置を講ずること。

* 改正部分には、波線をつけています。